

青森県報

号外第七十号

令和八年

七月六日

(月曜日)

目 次

条 例

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| ○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例… | (人 事 課) … 二 |
| ○青森県県税条例の一部を改正する条例… | (税 務 課) … 三 |
| ○青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例… | (病 院 局) … 一〇 |
| ○青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例… | (学 校 施 設 課) … 二 |
| ○青森県立学校設置条例の一部を改正する条例… | (高 等 学 校 推 進 室) … 三 |

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月六日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十六号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 危険鳥獣捕獲等手当

第十七条の四十五中「第十八号」を「第十九号」に改め、同条を第十七条の四十七とし、第十七条の四十四の次に次の見出し及び二条を加える。

（危険鳥獣捕獲等手当）

第十七条の四十五 危険鳥獣捕獲等手当は、職員が、危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第二条第六項に規定する危険鳥獣をいう。以下同じ。）の捕獲等をするための作業で人事委員会の定めるものに従事したときに支給する。

第十七条の四十六 前条の手当の額は、同条の作業に従事した日一日につき千百円の範囲内で、人事委員会が定める。

第十九条第一項に次の一号を加える。

十九 危険鳥獣捕獲等手当

第十九条第二項中「支給する」を、「同項第十九号の手当は、危険鳥獣の捕獲等の業務その他人事委員会の定める業務に従事した場合に支給する」に改め、同条第三項の表第十三号の手当の項中「二千百六十円」を「二千八百八十円」に改め、同表に次のように加える。

第十九号の手当	勤務一日につき 千六百四十円
---------	----------------

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された警察職員の特殊勤務手当のうち警ら作業手当及び災害応急警備等手当並びにこれらを基礎とする給与は、改正後の条例の規定による警察職員の特殊勤務手当のうち危険鳥獣捕獲等手当及び災害応急警備等手当並びにこれらを基礎とする給与の内払とみなす。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月六日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十七号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）」を「同法」に改め、同項第一号中「及び第七十六条の三の三」を削る。

第七十六条の三の三の見出し中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条中「第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三」を「第十五条の二第一項」に、「（同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。）が同法第十五条の二第一項」を「が同項」に改め、「デジタルプラットフォーム」の下に「（次条において「デジタルプラットフォーム」という。）を加え、「特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）」を「第一種プラットフォーム事業者」に、「当該特定プラットフォーム事業者」を「当該第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの節の規定の適用）

第七十六条の三の四 消費税法第十五条の三第一項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第二種プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

第八十二条第二項中「第三十七条の十八」を「第三十七条の十九」に改める。

第九十条第一項中「住宅（」の下に「法第七十三条の十四第一項に規定する特定区域内住宅を除くものとし、」を加え、同条第二項中「第三十七条の十八第一項」を「第三十七条の十九第一項」に、「第三十七条の十八第二項」を「第三十七条の十九第二項」に、「第三十七条の十八第三項」を「第三十七条の十九第三項」に改め、同条第七項中「第三十七条の十八」を「第三十七条の十九」に改める。

附則第四条の七第一項中「令和二十年度」を「令和二十五年」に改める。

附則第六条の二の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第六条の二の二 租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この項及び附則第八条の二の五の二第一項において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項及び附則第八条の二の五の二第一項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第三十七条の十四第四項第一号に規定する基準年（附則第八条の二の五の二第一項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び附則第八条の二の五の二第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第九条の八第一項第三号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第九条の八第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十五条第一項第六号及び第五十五条の十七の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

附則第七条の二第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第

一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第八条の二の五の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第八条の二の五の二 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四第八項の規定の適用があつたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第五十五条の二十三に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十五条第一項第七号、第五十五条の二十六及び第五十五条の二十七の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この号及び第五十五条の二十六において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止（第五十五条の二十六及び第五十五条の二十七において「非課税口座の廃止」という。）の日」と、第五十五条の二十六中「法第二十三条第一項第十六号に規定する選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に對して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等」と、第五十五条の二十七中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「非課税口座の廃止の際」と、「年の翌年の一月十日（政令第九条の二十第一項各号に掲げる場合にあ

つては、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に規定する日」とあるのは「月の翌月十日」とする。

附則第八条の二の八を附則第八条の二の十とする。

附則第八条の二の七第二項各号中「附則第八条の二の七第一項」を「附則第八条の二の九第一項」に改め、同条を附則第八条の二の九とし、附則第八条の二の六の次に次の二条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第八条の二の七 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三十六条及び第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第十八条の六の四の規定により計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第一号の規定により読み替えて適用される第三十六条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十六条の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第八条の二の七第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

二 第三十九条から第四十条の二まで並びに附則第四条の三第一項及び第四条の七第一項の規定の適用については、第三十九条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十九条の二中「山林所得金額」とあるのは「山

林所得金額並びに附則第八条の二の七第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条前段、第四十条及び第四十条の二並びに附則第四条の三第一項及び第四条の七第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十九条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条の三第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第八条の二の七第一項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

三 附則第三条の三第一項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第八条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条の二の七第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第三十五条の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第八条の二の八 県民税の所得割の納税義務者について、法附則第三十五条の三の七第一項の規定の適用がある場合においては、当該納税義務者の前年前三年内の各年に生じた同条第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、前条第一項後段の規定にかかわらず、政令附則第十八条の六の五第一項に規定するところにより、当該納税義務者の前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

附 則

1 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、附則第七条の二の改正規定及び附則第三項の規定は令和十年一月一日から、第七十六条の改正規定、第七十六条の三の三（見出しを含む。）の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五項の規定は同年四月一日から、第八十二条第二項及び第九十条の改正規定並びに附則第六項の規定は令和十一年四月一日から、附則第八条の二の八を附則第八条の二の十とする改正規定、附則第八条の二の七第二項各号の改正規定及び同条を附則第八条の二の九とし、附則第八条の二の六の次に二条を加える改正規定並びに附則第四項の規定は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号。以下「改正法」という。）附則第一条第十七号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 改正後の青森県県税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第四条の七の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する

特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第七条の二第四項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和十年一月一日以後に行う同条第一項の土地等の譲渡について適用する。

4 改正後の条例附則第八条の二の七及び附則第八条の二の八の規定は、改正法附則第一条第十七号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

5 改正後の条例第七十六条の三の四の規定は、令和十年四月一日以後に事業者が行う同条に規定する資産の譲渡に係る地方消費税について適用する。

6 改正後の条例第九十条第一項の規定は、令和十一年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月六日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十八号

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月六日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十九号

青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県立高等学校授業料等徴収条例（昭和四十年三月青森県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「の認定の申請又は」の下に「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月六日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十号

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例

青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表第一号中

青森県立浪岡高等学校		青森県立浪岡高等学校	
青森市		青森市	
を		を	
青森県立大湊高等学校	青森県立大湊高等学校	青森県立大湊高等学校	青森県立大湊高等学校
青森県立むつ大湊高等学校	青森県立むつ大湊高等学校	青森県立青森西ヶ丘高等学校	青森県立青森西ヶ丘高等学校
むつ市	むつ市	青森市	青森市
に改める。		に、	

附 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十四円九十五銭